

報告第1号

平成23年度における公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業については、次のとおり報告する。

平成23年度事業報告

第1 はじめに

<公益社団法人としての重要な初年度>

当法人にとって、昨年度は公益社団法人としての初めての事業年度であった。

当法人の公益目的事業は、公益目的事業1「専門職後見人養成・指導監督事業」、公益目的事業2「法人後見・法人後見監督事業」及び公益目的事業3「成年後見普及啓発事業」の3種類である。

つまり、当法人は会員である専門職後見人の養成・指導監督を行い（公1）、強度の暴力事案等公益的要請のある事案については当法人が後見人等・後見監督人等に就任して成年後見制度の受け皿としての活動を行う（公2）等の活動のみならず、視線を上げて視野を広く成年後見制度の普及・啓発を推進する（公3）ことにより、高齢者・障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的としている。

これらの目的・事業は平成11年12月の設立時と特に変わらず、また、特例民法法人から公益社団法人へ移行したことに伴った基本的方針の修正は特にしてはいない。

しかし、昨年度においては、公益社団法人への移行により、単なる成年後見制度の司法書士団体という意識のみならず、我が国最大規模の専門職後見人の公益法人として絶えず「公益性」を意識して活動してきた1年であった。

「公益性を意識する」ということは、その責任の重大性を改めて意識するということである。その「責任」を果たすためには、「今何をすべきか」を考え行動し、さらに「将来どうあるべきか」を模索しそのための努力をすることが重要である。

今後も「足元を見つめた地道な活動」と「高い志・広い視野に基づく将来を見据えた活動」により「公益性の深化」を目指して努力する必要があると考えている。

<東日本大震災被害への対応>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害へ対処するため、当法人は災害対策本部を設置した。

被災地においては、阪神・淡路大震災時の経験を生かし、特に高齢者・障害者を孤立させないよう様々な取り組みへの工夫がみられるが、高齢者・障害者の生活環境は厳しい状態に置かれていることには変わりはない。

災害発生直後は、生命及び身体安全の確保、当面の居住環境の整備等に追われていたところだが、高齢者・障害者への支援に関するニーズ、特に成年後見制度の利用についてはこれから高まっていくものと思われる。

当法人は、電話相談体制を整えて、いつでも相談できる窓口を設置しながら、被災地の状況を確認しながら支援のあり方について模索してきた。

相談会場に足を運べない高齢者・障害者の孤立化・自閉化に対する対策が必要であると考えている。

<会員不祥事の起こらないリーガルサポートを構築する>

当法人は、従前より不祥事は業務報告書の未提出者から生じることから、「全会員による業務報告書 100%提出厳守」を再発防止策の柱として進めてきた。

業務報告書の提出は、定款第 54 条に定められた会員の義務であることから、不祥事対策以前の問題であり、100%提出されて当然であるが、業務報告書を作成し提出することは、会員が自分が遂行した後見業務を振り返り、今後の後見事務の方針を見つめ直す機会となるのみならず、業務報告書の提出が「判断の誤り」「出来心」によって問題行為を起こす抑止効果を期待するものである。

今回生じた不祥事は、業務報告書の提出はしていたものの管理する現金・預貯金合計額を事実よりも少ない金額を記載していた。専門職が虚偽の数字を業務報告書に記載したという事実は衝撃であり、虚偽事実の記載防止対策を講じざるを得ないことは誠に残念である。

新たな虚偽事実記載防止策である個人情報をもスキミングした預貯金通帳の最終頁の添付を求めることについて、確かに対策として確信犯の防止はできないなど 100%の効果が期待できないことは承知しているが、少なくとも「判断の誤り」「出来心」によって問題行為を起こす抑止効果は期待できると考える。

我々は、不祥事の起こらない体制を構築する使命を負っている以上、一歩でも前に進む必要がある。

<変化に対応した組織・財政改革への取組み>

当法人は、会員数及び受任事件数・継続事件数の大幅な増加、公益社団法人への移行など組織自体の事情変更に加え、市民後見人の育成・活用に向けた自治体の動きなど、成年後見制度をめぐる環境変化に対応するため、2年間かけて従来の組織・財政システムの全面的な見直しを進めることとした。

その1年目である昨年度は、支部会費の廃止と支部交付金の取扱い、身元信用保険の代替策、市民後見人の養成支援の在り方、未成年後見への取組みの可否など、特に対応が急がれる問題について検討を行った。

<本人の最善の利益のために>

一昨年 10 月、「2010 年成年後見法世界会議」が開催され、「横浜宣言」が採択された。

そのうちの「成年後見制度の基本原則」の中に「(4) 保護の形態は、本人を守ろうとするあまり全面的に包み込み、結果としてあらゆる意思決定能力を奪うものであってはならず、かつ本人の意思決定能力への制約は本人または第三者の保護に必要とされる範囲に限定されるべきである。」との項目が含まれている。

我が国の成年後見制度においては、後見類型に日常生活に関する行為を除く広範囲の取消権付与され、後見類型が制度利用の 8 割以上を占めている。

また、その他、保佐類型に民法第 13 条第 1 項規定の 9 項目の取消権一律付与、成年被後見人の選挙権喪失等についても国連障害者の権利条約 12 条の理念に反するのではないかと疑問が呈せられている。

当法人は、昨年度は、成年被後見人の選挙権回復のための署名活動、会員に対する「取消権行使についてのアンケート」調査の検討等を実施したが、今後はこれらの成果をふまえて議論を進めていきたい。

第 2 平成 23 年度重点事業執行状況

【公益目的事業】

I 公 1 専門職後見人養成・指導監督事業

当法人は設立当初より、会員の行う成年後見事務の公益性の重要性から、会員に対する執務

管理支援としての指導監督事業を行うとともに、後見人等候補者名簿登載研修を継続実施してきた。それにもかかわらず、ここ数年会員による不祥事が生じていることに非常な危機感を覚えている。

昨年4月1日に公益社団法人へ移行したことによって、当法人の会員に対する執務管理支援体制と研修のあり方をさらによりよい方向へと見直すことにより、不祥事を未然に防ぐために昨年度も全力をあげて取り組んできた。

当法人には全国50支部が存在し、会員の人数・支部役員の執行体制・事務局体制を含む司法書士会からの支援等においてその置かれた状況は異なるが、この「専門職後見人養成・指導監督事業」に関しては、当法人が成年後見制度における専門職団体であり、公益社団法人である限り、未執行や執行不全は許されないものである。

昨年度、特に力を入れて取り組んだ事業を以下報告する。

1. 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

当法人の行う具体的「専門職後見人指導監督事業」は、後見人等及び後見監督人等に就任した会員に定期的に業務報告書を提出させ、それを精査し、疑問点について直接会員から聞き取りを行ったり、資料等の提出を求めたりすることにより後見人等及び後見監督人等の権限濫用や不正行為を防止し、不適切な後見執務及び監督執務があればそれを改善させるための指導監督を行っている。また、専門的に養成された後見人等及び後見監督人等でも解決できない困難な問題に対しても、これまでの膨大な情報の蓄積を駆使し、その解決策を提示し、成年後見制度の利用者を後見人等及び後見監督人等を通して支援していくことである。

当法人は、上記の目的達成のため、定款及び諸規則において当法人の事業に関する事件を受託した場合、その業務報告書の100%提出を目指している。

それには、分母となる受託事件数の把握が不可欠であるが、支部によっては、提出された業務報告書の数をそのまま受託事件数として扱っていたため、不正確な業務報告書の提出率であった。そこで、一昨年度に全国緊急受託事件数調査を行った結果、支部が把握していた受託事件数と緊急調査で判明した受託事件数が一致した支部は10支部以下であった。

そこで、より正確な受託事件数を把握するため、今年度も全国一斉受託事件数調査を行ったが、支部の努力により、調査に応じない会員が劇的に減少したことにより、前年度と比較して格段に成果をあげることができた。

しかし、受託事件数の全件把握に全力を注いだことにより、提出された業務報告書の精査が進んでいない支部や精査がお座りになっている支部が多いことが、支部訪問やブロック執務管理委員会等で判明した。

当法人は、今年度も引き続き受託件数調査及び報告書未提出者に対する催促等を徹底的に行うとともに、支部訪問やブロック執務管理委員会を利用して、支部執務管理委員向けに、業務報告書の精査とその後の対応の仕方の研修等を行う予定である。

現在の当法人の業務報告書には、裁判所への報告書に添付した財産目録や複数後見等の場合、登記事項証明書等の添付を求めているが、更に、平成24年7月1日以降に提出する業務報告書には、通帳（写し）の添付も必要とした。これは、昨年度発生した不祥事が、業務報告書の「現金・預貯金残高」欄に虚偽の記載を行っていた事実が判明したが、現在のところ、一部の支部を除き、「現金・預貯金残高」を確認する通帳等の資料を求めていなかったため、業務報告書のみでの精査では虚偽記載を防止できない状況であった。通帳（写し）の添付が不祥事を完全に防ぐことにならないことは承知しているが、少なくとも抑止力にはなると思われるので、支部と協力して徹底させたい。

「専門職後見人指導監督事業」は、不適切業務・不祥事を起こさないための重要な事業の

一つであることを認識し、支部と本部が常に危機感を共有して行かなくてはならない。

2. 公1 - ② 専門職後見人養成事業

平成21年6月29日から倫理研修は、新規名簿登載研修・名簿登載更新研修ともに必修化された。そして、全支部に対して、特に、名簿登載更新研修については、平成21年3月に送付した研修題材『倫理研修プログラム』を参考にして少人数のグループディスカッション形式研修（司法書士年次研修をイメージしている）を実施するか、事前レポート提出の講義形式研修（受講者に事前に課題を提示し、当日までに、その課題についてレポートを提出させ、講師が事前に目を通した上で、講評を交えて講義をするという形式）、あるいはその両者の合体型、のいずれかを実施することをめざして欲しいと呼びかけた。そのために、全支部で、このような形式での倫理研修を支部自前で開催できるように、一昨年度実施した23支部の研修担当者に対する倫理研修講師養成講座の開催に引続き、昨年度、残りの27支部の研修担当者に対して、倫理研修の講師養成講座を開催した。今後は、全支部でより充実した倫理研修が実施されるようにさらに支援する方策を考えていく必要がある。

また、昨年度は、本部から、「新人研修」（新規名簿登載研修）の創設（新規名簿登載研修の抜本的改革）を提案し、支部本部連絡会議で説明するとともに、全支部でアンケート調査を実施した。アンケート結果によれば、理想とする方向性については多くの支部の賛同を得られたが、一方で、全支部で現実的に実施できるものにしていくための多くの意見や要望が寄せられた。「新人研修」（新規名簿登載研修）の創設（新規名簿登載研修の抜本的改革）のために、さらにその具体的あり方や実施方法について検討していかなければならない。

II 公2 法人後見・法人後見監督事業

(1) 公益的な事案の受託

当法人は自らが行う「法人後見・法人後見監督事業」は、公益社団法人への移行に伴い、法定後見・任意後見ともに広域事案、暴力事案、強度の他害性事案、困窮者事案その他公益的な事案に限定して受託していく方針を掲げた。この方針の下、平成23年度は新たに6件の法定後見人に就任した。

従前からの継続案件においても、暴力案件、強度の他害性事案等が顕在化してきている。なお、当初は困難案件であったがその後問題が解決したものについては、事務担当者を後見人等とする個人後見への移行も行っている。

(2) 全国的に充実した法人後見事務遂行体制の構築

全国支部の担当者会議の開催を検討したが、その第一段階として現在法人後見を実際におこなっている支部の一部である9支部を訪問して、支部担当者との意見交換を行った。

「任意代理マニュアル」の周知徹底を図ることを法人後見・法人後見監督事業の重点目標の一つとして掲げたが、この点は十分に達成されてはいない。今年度以降の課題である。

III 公3 成年後見普及啓発事業

1. 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

司法書士理事全員を本部員とする東日本大震災に関する災害対策本部を設置し、被災地支援事業として5月より電話相談を実施した。また、被災地3県を司法書士理事が訪問し、これからの被災地の状況及び高齢者・障害者の置かれた環境を確認し、今後の被災地支援を行った。

また、全国青年司法書士協議会と共催で岩手県陸前高田市において、高齢者・障害者に関

する相談会を実施した。

2. 公3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

(1) 制度改善検討委員会による調査研究事業

① 成年後見制度検討改善事業

i アクションプランの検討・実行

一昨年度に引き続き、当法人や日本弁護士連合会、日本成年後見法学会が行った法定後見制度・任意後見制度の改善提言の中から運用面で改善できる下記の課題について、制度改善のための具体的活動と検討を行った

ア 金融機関の取扱い全般の問題点について、全国の金融機関に対してアンケート調査を実施し、回答を集計、分析し、当法人のホームページにおいて集計結果を公表した。

イ 施設入所に際して身元引受の問題について、今年度を実施する予定のアンケート調査の前提として、病院・施設における身元引受等に関するアンケート調査の質問内容及び調査対象と数、方法、時期について検討した。

ウ 成年後見制度利用支援事業の利用促進と適用範囲の拡大について、支部の協力を得て、自治体に対するアンケート調査を実施した。アンケートの回収、集計、分析、その後の厚生労働省への要望・提言、その他の対応については今年度に行う予定である。

エ 成年被後見人の選挙権の回復を実現していくために、公職選挙法の選挙権を有しない者から成年被後見人の削除を求める署名活動を展開した。この署名活動は平成 24 年 12 月末まで行い、署名用紙は当法人のホームページからもダウンロードできるようにした。

ii 各方面からの意見照会等に対し、以下のとおり回答及び提言のまとめを行った。

ア 民法債権法改正に関する中間論点に対するパブリックコメントを求められ、当法人として成年後見制度に関係する論点に限定して検討したが、回答期間が短期間であったため制度改善検討委員会の委員有志による意見書として提出した。

イ 岡山県支部から要請のあった墓地埋葬法第 9 条 1 項の運用に関する要望について、厚生労働省あて要望書を出す方向で検討した。

ウ 札幌支部から要請のあった外国人登録更新手続きについて検討した。

② 成年後見制度研究提言事業

成年後見制度利用者に対する権利制限の在り方についての研究の一環として、後見人等の有する取消権行使の実態を明らかにするため、成年後見の実務に携わっている当法人会員に対し「取消権行使についてのアンケート」を今年度を実施する準備のため、アンケートの内容、実施方法について検討を行った。

3. 公3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

(1) シンポジウムの開催

「成年後見関係事件の概況－平成 23 年 1 月～12 月」(最高裁判所事務総局家庭局)からも明らかのように、親族後見人の選任率の低下とともに第三者後見人への需要は一層高まり「成年後見の社会化」はさらに進んでいくと予想される。また、後見人等の受け皿もますます多様化する傾向にあり、専門職後見人以外の第三者後見人としての「市民後見人」についても自治体等がその養成事業を行うようになりつつある。当法人は「市民後見人」という言葉を発案し、国、地方公共団体はその責任において良質な市民後見人の養成・供給を行うべきであることを我が国で初めて提言したが、現状においては、養成講座履修者の水準が一律ではないなどの問題も指摘されている。さらに、市民後見人の監督・指導・支援のための明

確な制度が存在せず、責任体制も不透明な状況であると言わざるを得ない。

このような状況において、信頼性の高い市民後見人制度を我が国に根付かせて行くためには、公的な立場の国や自治体による支援は欠かせないものとなると思われる。

そこで、市民後見人と公的支援体制のあり方について広く議論し、それぞれの役割を明らかにすることを目的として、平成 23 年 2 月 19 日、日本司法書士会連合会との共催でシンポジウム「市民後見人のありかたと公的支援制度～これからの地域社会のために～」を開催した。このシンポジウムは、成年後見制度を必要とする人々を、社会全体でどのように支えるのかという究極の問題の解決に資したものと考える。

4. 公 3 - ⑦ 地域連携促進事業

(1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

昨年発表された厚生労働省のまとめによると 65 才以上の高齢者への家族や親族による平成 22 年度の虐待件数は、平成 21 年度比 6.7%増の 16,667 件である。

その中では、特に我々と関係が深いと思われる、高齢者虐待防止対応のための、行政機関・法律関係者・医療関係者等からなる連携体制の取り組みが実施されている市町村は、半数以下の 48%と報告がなされている。つまり半数以上が専門職同士の連携がとれていない状況にある。

当法人では高齢者虐待防止に向けて、司法書士と市町村や地域包括支援センターとの地域連携の重要性及び必要性をここ数年取り上げてきたが、上記結果が示すように、まだ連携ができていない地域が数多くあると思われる。

そこで、昨年度も地域連携を促進する意味で、地域包括支援センターをはじめ各関係機関と比較的連携が進んでいる 4 支部の実践地域連携事例を取り上げ公表した。これらの資料が、連携が進んでいない支部または会員の実践のノウハウとして役立ち、高齢者虐待防止につながる地域連携が各地で進むことを期待する。

また連携するにしても、高齢者虐待に関する基礎知識が必要であり、そのために一昨年度に行った会員の高齢者虐待(主に身体拘束)に関する意識調査のアンケート結果をもとに分析し、身体拘束の問題点等を指摘して注意を喚起した。

(2) 厚生労働省老人保健健康増進等事業

高齢者虐待防止等に対する取り組みにおいては、各地域の行政等関係機関が連携することが重要である。その中で、法律専門職は、ネットワークの一員として積極的に関与する必要がある。しかしながら、各地域においてこのネットワークが十分整備されているとは言い難い状況である。

そこで、昨年度は当法人として初めての取り組みとなる平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)の制度を活用し、法律専門職のネットワークへの関与の在り方等を見出すために、行政等関係機関を対象にしたその実態把握、課題の分析及びニーズ調査等を実施した。この調査結果を取りまとめた報告書及び実践事例集は、啓発等を目的として行政等関係機関に配布した。

また、平成 24 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用し高齢者虐待防止に関する昨年度の成果をさらに掘り下げた発展的な調査・研究を来年度実施するために、新たにその申請準備を行った。

【法人管理業務等】

1. 組織財政改革検討事業

公益社団法人として成年後見事業に取り組む態勢を万全なものとするため、当法人では、組織財政改革対応委員会を中心に、2年をかけて組織と財政の全面的な見直しを行うこととした。特に、喫緊の課題である身元信用保険の代替策、支部会費の廃止、未成年後見への取り組みの可否及び市民後見人の養成支援の在り方等については、すでに同委員会から答申がなされたが、他方、司法書士会と支部の関係、支部の事務局体制などの問題については、引き続き検討を進めているところである。

第3 具体的事業報告

I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1. 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

① 業務報告書提出率 100%を目指して

一昨年より、本部から直接全会員宛に調査票を送付し、全会員の実際の受託事件数を把握するために一斉調査を実施している。開始後2回目となる今回もほとんどの支部及び会員から協力を得られ、業務報告書 100%提出の根拠となる数字が把握可能となった。

今後も一斉調査は継続していく予定であるが、多くの支部が業務報告書の提出を6月末締めと12月末締めと決めている関係で、9月末時点の調査よりも6月末時点とする方が実効性があるのではないかという意見もあるので、今後の検討課題とする。

② 法定後見を中心とする業務報告書の提出頻度、提出時期及び記載内容並びに業務報告書の受付管理簿の記載内容等について

業務報告書の提出頻度や提出時期は、多くの支部が6ヶ月に一度の提出、6月末と12月末で締めて、7月と翌年1月に報告書を提出となっているが、支部の事情に合わせて、3か月に一度の提出や4か月に一度の提出としている支部もある。また、会員数が多い支部では、提出月を定めると一時に大量の報告書が提出されることになり、報告書の精査等が大変であるということで提出月は定めずに、会員が6ヶ月（または3か月）毎に報告書を提出するというシステムで管理している支部もある。

業務報告書の様式及び記載内容については、支部によって多少の違いはあるものの、本部が提供している様式に則ったものが使用されている。

支部によって違いがあるのは、業務報告書の受付管理簿である。就任年月日や、就任報告書の提出年月日、業務報告書の提出年月日、業務期間中の報酬受領欄、終了報告、終了事由等が整然と記載されて会員の業務遂行状態が反映されている受付管理簿もあれば、漫然と業務報告書提出の事実のみを記載しているもの、あるいは、業務報告書は提出されているものの、受付管理簿への記載漏れ等も目立った。ただ、それよりも問題なのは、受付管理簿の作成が不完全過ぎて、受託管理簿を提出できないという支部である。ほんの一部の支部ではあるが、早急に改善していただく必要がある。

③ 支部に対する執務管理支援業務の委譲について

一支部のみを残して、会員から提出された業務報告書の実質的な精査及び監督支援等の業務を支部にお願いすることになったが、殆どの支部がそれほど問題がなく移行している。

しかし、中には支部委譲されたことにより、支部の仕事が増えたと指摘する支部もある。しかし、もともと当法人は、支部と本部とで二重の精査を謳っていたものである。それが、事件数の増大に伴い、本部において全支部の業務報告書等を精査し、時宜に合った適切な指導監督を行うのは困難となり、却って、会員の業務遂行に支障をきたすのではないかと思慮し、支部委譲した経緯がある。支部においても、制度発足後10年を経過したことにより、精査業務等にも精通してきたであろうということと、「会員の顔が見える」支部において精

査等を行い、身近なところで時宜に適った適切な指導監督を行うことが、支部会員の利益により繋がるものとなることをご理解いただきたい。

④ 本部執務管理委員会のあり方について

支部委譲が進んだことに伴い、昨年度より本部執務管理委員会は構成員を 16 名として、四谷で開催する委員会を各支部からあがってきた執務管理・支援に関する問題等を協議する場とした。

これに伴い、本部執務管理委員会は、支部会員の執務管理・支援を委譲された各支部を総合的にピンポイントで支援することを目的として、支部訪問を増やし、執務管理体制に遅れる支部の手助け及び指導監督に力を注ぐこととした。また、単に支部だけではなく、各ブロックの執務管理委員会を充実するためにも、各ブロック執務管理委員会に委員を派遣し、情報の共有化を図ることとした。昨年度は、15 のブロック会議に参加し、18 支部を訪問した。

ブロック執務管理委員会や支部訪問等の結果、支部間に相当な格差があることを感じた。ほとんど完璧に帳票等を備え付け、報告書の精査や受付管理簿の整備もなされている支部と、不慣れなために折角会員から提出された報告書の精査まで行き着いていない支部もあった。適切に支部の事務を遂行するためには、各司法書士会の協力が不可欠ではあるが、その関係において悩みを抱えている支部も見受けられた。こういうものは、実際に支部を訪問してこそ得られる情報であるので、今後も継続していく方針である。

なお、ブロック執務管理委員会を 1 年に 2 回開催することは、ブロック側でも負担になるという意見もあり、今年度からは、原則として、ブロック執務管理委員会は年に 1 回の開催とする。その分、支部訪問については、支部の執務支援体制が立ち後れている支部もあり、また、ピンポイントで支部の執務管理・支援の指導等を行うことができるので、できる限り多くの支部を訪問することとし、今年度には 20 から 25 支部を訪問する予定である。

⑤ 「預かり金口座」利用の実態調査に基づく検証作業

後見人が、被後見人の財産の一部を「預かり金口座」を開設して管理し、その口座から私的に流用していたという事件が発生したことを受けて、過年度に支部を通じて『成年被後見人等死亡前後の預貯金の払い出しの対応についてのアンケート』を実施しており、昨年度は、その集計結果を詳細に検証した。今年度は、検証結果を基に「預り金口座」の不適切な対応例を指摘する等により会員に周知し、会員の後見事務の適正化及びさらなる質の向上に繋げたい。

⑥ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられた相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において、問題事例または対処困難事例等の相談に応じた。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応または処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応もしくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、またはすぐには結論を出すことができずにやむを得ず保留扱いとしている事案など、いわば、支部または会員の手元に溜まってしまっている問題事案、困難事案その他の検討を要する事案について、支部を通して照会をしていただいたうえ、業務相談委員会において必要な整理、検討を加えて、一応の結論または方向性を出す作業を行った。具体的には、以下の案件を含む十数件の照会に対応した。

(ア) 本人が親族と養子縁組をすることへの後見人の関わりについて

(イ) 法定後見の申立時に締結する死後事務委任契約について

(ウ) 遺産分割協議において被後見人が相続する資産の種類について

(エ) 生活保護が打ち切られ後見人の費用が捻出できない場合の対応について

⑦ 見守り事務に関する報告書の様式の検討

不祥事再発防止の観点から、任意後見または任意代理契約の効力発生前における会員の執務状況を把握するため、見守り事務に関する報告書の様式について検討した。

⑧ 支部に寄せられた会員に対する苦情案件についての検討

支部から報告のあった苦情案件について検討した。関係者とのコミュニケーション不足による苦情が多かった。

⑨ 後見制度支援信託への対応について

最高裁判所事務総局家庭局から提案された「後見制度支援信託」への対応について、日本司法書士会連合会、日本弁護士連合会、日本社会福祉士会とともに最高裁と協議を行い、昨年10月、当法人が提起した運用面の疑問・要望等につき最高裁判所の説明によって概ね一定の合意が形成されたことから、今後、後見制度支援信託を親族後見人の不正防止のための選択肢として利用する場合、後見制度支援信託の円滑な実施及び運用のためには専門職が適切な信託条件の設定等に関与することが望ましいものと判断し、専門職後見人推薦団体としてこれに協力することとし、その旨の理事長声明を公表した。

また、今年2月の運用実施に向けて研修会を開催し、その模様をDVDに収録して全支部に対し配布した。

(2) 業務審査委員会における検討に関する事項

業務審査委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議した。昨年度は、災害対策事業、後見制度支援信託、身元信用保険等について検討を行い、アドバイスをいただいた。

(3) 紛議に関する事実関係の調査

昨年度において、会員の不適切な行為が問題となったケースは存在したが、理事長が紛議調査委員会に付託した案件はなかった。

(4) 支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

昨年度もブロック会議や支部本部連絡会議の場を中心として多岐にわたる課題等について情報交換を行った。特に、最高裁判所事務総局家庭局から提案された「後見制度支援信託」については、平成23年3月に当法人の基本方針を示したが、その後の最高裁との協議結果に基づいて必要な情報を支部に伝達してきた。

① ブロック会議

全国支部における円滑な支部運営を目指すため、支部ごとの運営方法について情報交換するとともに各支部が抱える課題について意見交換をするため、また、本部からの情報伝達を行うためにブロック会議を行った。主な内容は、会員の執務管理に関する事項、各支部における苦情対応、任意代理に関する事項、身元信用保証保険に関する事項ほかであった。

② 支部本部連絡会議

今年度の事業計画案及び予算案策定に向けた課題等について支部・本部が意見や情報を交換することで問題点の把握や情報の共有化を図った。主な内容は、不祥事の再発防止策について、執務管理における個人情報の管理、名簿未登載者の問題点、東日本大震災への対応、組織財政改革検討委員会での検討の進捗状況、後見制度支援信託ほかであった。

③ 支部への情報発信

支部への情報発信方法としては、文書送付、支部・本部の役員メーリングリスト、当法人ホームページ、会員通信、メール送信や架電等があるが、昨年度においてもこれらの媒体を

利用し情報発信を行ってきた。このうち、会員通信については、Vol.139～153 を発行し、会員 E メールアドレスへの直接配信や当法人ホームページへの掲載を行った。特に昨年度は、ホームページの会員ページを利用して、各種資料の掲載を行った。

また、会員向け情報発信以外にも、日司連が発行する「月報司法書士」に投稿を行い、未入会の司法書士に対し入会を促すとともに、成年後見制度や当法人の活動についての周知を図った。月報司法書士への投稿の詳細は以下のとおり。

平成23年4月号	「権利擁護支援と成年後見制度」	常任理事 迫田博幸
平成23年5月号	「権利擁護シンポジウム『障害者の生活支援と権利擁護』に参加して」	常任理事 大塚明男
平成23年6月号	「リーガルサポートのこの4年間を振り返って～公益社団法人移行までの歩み～」	理事長 芳賀裕 同号に寄稿「成年後見と居住用不動産の処分」 常任理事 杉山春雄
平成23年7月号	「働くことは、祈ることである (Working is praying)」	理事長 松井秀樹
平成23年8月号	「公益社団法人として最初に取り組む事業の概要～松井秀樹新理事長に就任～」	副理事長 杉山春雄
平成23年9月号	『平成22年の成年後見関係事件の概況』について思うこと」	副理事長 多田宏治
平成23年10月号	「厚生労働省老人保健健康増進事業へ取り組み」	理事 館博文
平成23年11月号	「成年後見制度の明日に向けて～こんな活動もしています。～」	常任理事 岩井英典
平成23年12月号	『医療行為の同意』についての現状」	理事 梶田美穂
平成24年1月号	「これからの地域社会のために」	理事長 松井秀樹 同号に「市民後見人のありかたと公的支援制度」公開シンポジウムの案内掲載
平成24年2月号	『公益信託成年後見助成基金』について」	常任理事 齋藤利美
平成24年3月号	『後見制度支援信託』の運用について」	専務理事 矢頭範之

1. 公1 - ② 専門職後見人養成事業

(1) 研修等バックアップ体制の充実

① 倫理研修講師養成講座の開催－倫理研修内容の充実をめざして

専門職後見人の倫理確立のために、また問題事案の発生を未然に防止するための一つの対策として、当法人は倫理研修を必修化するとともに、その内容の充実に努めてきた。その一環として、予算の関係で一昨年度実施できなかった支部と一昨年度止むなく参加できなかった支部の27支部（西日本中心）の研修担当者を一同に集めて倫理研修講師養成講座を広島県司法書士会館にて開催した。前半は、事前レポート提出の講義形式の研修について、西川浩之常任理事を講師として講義内容・方法のノウハウを交えながら実施し、後半は、4つのグループに分かれて、ディスカッション形式の研修を実際に行った。

これで全ての支部研修担当者が、倫理研修講師養成講座を受講したことになる。今後は、この研修を踏まえて、各自の支部において、いかにして倫理研修を充実させていくかに力を注いでいただきたい。全支部でどのような倫理研修が実施されているのか、今後はそのことを検証していくとともに、良き実践例があれば全支部に紹介していきたい。

② 「新人研修」(新規名簿登載研修)の創設(新規名簿登載研修の抜本的改革)の提案とア

ンケート調査の実施－後見人としての基本的な実務能力の確保のために

ここ数年、本部研修委員会では、新入会員向けの基本的研修プログラムについて検討し、現在の名簿登載時の必須要件である、a、b、c、dの6単位の抜本的な見直しを検討してきた。全会員が後見人としての基本的な実務能力を身につけることは最低限の目標であり、また、問題事案の中には、司法書士としてはベテランであっても、後見実務のイロハが十分に理解できていないのではないかと疑われる事例も出てきている。その意味で、「新人研修」（新規名簿登載研修）の創設（新規名簿登載研修の抜本的改革）は避けられないと考えたからである。

昨年度実施したアンケート結果によれば、「新人研修」（新規名簿登載研修）の創設については、半分以上の支部の賛同を得、約4分の1の支部からも、条件付きの賛同を得た。ただし、全国の支部において実際に研修事業を実施するに際しての問題点や要望について多くの意見が寄せられた。これらの意見や要望を再度検討し、新規名簿登載研修の抜本的改革をめざしていきたい。

③ 支部研修等に対するバックアップ体制の充実

ア 研修会等をDVDとして収録し、全支部に送付

本部から兵庫支部と福岡支部に委託して、名簿新規登載研修兼名簿登載更新研修（7講義・12単位）を企画し、開催してもらい、DVDとして収録し、それらのDVDを全支部に送付した。

その他、後見制度支援信託や個人情報保護についての研修会や日司連と当法人が共催したシンポジウム「市民後見人のありかたと公的支援制度」についても、DVDとして収録し、それらのDVDを全支部に送付した。

今年度のDVDとして支部に配布した研修会の講義総数は、12講義、単位総数は、18.5単位であった。

イ ブロック研修会・複数支部合同研修会の助成と来年度助成申込の実施

一昨年度、ブロック研修会あるいは複数支部合同研修会の助成の申込を実施したところ、ブロックから3ブロック、複数支部合同で1件の申込があったが、昨年度実際に実施したのは、2ブロック、複数支部合同1件であった。各研修の企画・予算内容を検討して助成額を決定した。研修の企画・予算内容によって助成金額を決定するという方法はなかなか困難であり、昨年度は、旧来のやり方に戻し、1ブロックまたは1複数支部合同で、一律10万円の助成として募集したところ、2ブロック、複数支部合同1件の助成の申込があった。

ウ 支部研修担当者対象のメーリングリストの活用

支部研修担当者対象のメーリングリストを活用し、本部と支部の間で、また支部と支部の間での研修に関する情報交換を活発にしてきた。特に、支部からの質問については、全支部に共通する質問と認識し、本部研修委員会で検討した回答結果を文書としてメーリングリストに流している。このQ&Aが蓄積されることによって当法人の研修事業についてのコンセンサスをはかる一助となると考える。

④ 共通補助教材の作成等

依頼が増加し始めている法定後見監督事務及び任意後見監督事務に対応するために、「後見監督ハンドブック」を作成し、全会員に配布した。現在、新入会員に共通補助教材としての3つのハンドブックを送付しているが、ブックとしてではなく、ペーパーレス化についても検討すべき時期に来ているのかもしれない。

⑤ 日司連との共同事業、協力関係の強化

日司連との共催にて、シンポジウム「市民後見人のありかたと公的支援制度」を開催した。

日司連が取り組む成年後見に関する研修会については、原則として、日司連と当法人が共

催にて取り組むことができないかについて、引続き検討し、協議していきたい。

(2) 第3回広島研究大会の開催準備活動

昨年度は、平成24年7月1日に予定されている第3回広島研究大会をめざした準備活動を行ってきた。そのために、関係者間の情報交換・意見交換等のためにメーリングリストを初めて立ち上げた。

中国ブロックからは、主管支部である広島支部が「地域連携」の分科会を担当し、岡山県支部が「死後事務」の分科会を担当する。また、医療同意検討委員会と後見人行動指針策定委員会がそれぞれ分科会を担当する。研究大会では、初めて4つの分科会を開催することになる。

支部担当の分科会について、本部として、早めに進行状況を把握し、分科会実行委員会の会議費等の予算を組む必要があったにもかかわらず昨年度予算組みをしていなかった。今後このようなことがないようにしていきたい。

(3) 入会促進と名簿登載促進

① 入会促進と名簿登載促進

当法人の会員数については、平成21年度には目標の5,000名に達することができ、平成22年度には、5,528名に増加し、さらに平成23年度には、5,938名（うち司法書士法人58法人）にまで増加した。これはひとえに、各支部の積極的な活動と日本司法書士会連合会、各司法書士会等関係機関のご協力があったることと感謝申し上げたい。また、当法人会員の日頃の成年後見業務が未入会の会員にも少なからず好影響を与え入会を促したものとも思われる。

また、後見人等候補者名簿の登載者数であるが、当法人の当面の目標としては、5,000名としているが、平成23年度は4,104名（後見人候補者名簿、後見監督人候補者名簿及び両名簿登載の延べ人数）と、会員数の増加に比例して増加している。後見人等候補者名簿登載者数は、実際に後見業務に取り組んでいく会員数であることから、今後さらに名簿登載の促進に力を注いでいく必要がある。

② 名簿未登載者問題解決のための取組みについて

名簿未登載者問題とは、①名簿登載者が名簿登載を更新できないで、名簿未登載のまま後見人として職務を行いつづけていることの問題、②名簿未登載者を家庭裁判所等に後見人等候補者として推薦することは支部運営規程基準上認められないことにもかかわらず、推薦している支部が一部ではあるが存在するという問題、③さらに、ごく一部の会員ではあるが、名簿登載しないまま、自己開拓事件について後見人等に就任している問題である。

この問題を曖昧にすることは名簿登載制度の導入により後見人養成研修制度を確立してきた当法人の研修システムを大本から瓦解させかねないので、昨年度は、ブロック会議において、全支部の実態の把握に努めた。また、今まで会員数や入会率については数字として把握されていたが、各支部における会員数に対する名簿登載者数の割合（名簿登載率）を高めていく努力が必要である。また、名簿未登載者問題解決のために、諸規定の改正等が必要かどうかについても検討する必要がある。

II 公2 法人後見・法人監督事業

(1) 法人後見、法人後見監督への対応

昨年度の受託方針は①個人では受託困難な事案をはじめ公益的な事案を受託する。②法人による任意後見需要に対応すべく法人体制や契約内容の検討研究を継続する。の2点を揚げ

た。

当初に予想していたとおり、成年後見制度利用の必要性は増加の一途を辿り、また、その内容においても複雑困難な案件が目立ってきている。

昨年度の法人後見受託事件数は、新規受託件数が 50 件、終了件数が 19 件であり、昨年度末現在の継続受託件数は、法定後見人等 38 件、法定後見監督人及び任意後見監督人 42 件、任意後見契約件数 65 件、任意代理契約に基づく監督人 334 件となった。

新規受託事件の内訳は、法定後見人等 6 件、任意後見監督人 1 件、任意代理契約に基づく監督人 43 件である。このうち、法定後見人等 6 件はいずれも個人が後見人等に就任した場合に被後見人等やその親族等関係者から後見人等に精神的・肉体的な暴力、迷惑行為の蓋然性が高いと思われる事件や、複数担当者体制が望ましいと思われる公益的な事件である。

法人による任意後見に対応する法人体制等の検討研究は未だ達成できていない。今後継続検討課題である。

(2) 法人後見システムの確立

① 支部法人後見体制の確立

法人後見委員会では、法人後見受託支部 9 支部を訪問し、各支部における事務担当者からの報告受け付け、指示監督のあり方、本部との連絡体制等の調査を行った。これまで重要意思決定事項の一部委譲支部を含めて、支部における法人後見の体制がどのように構築されているのか不透明な面もあったが、支部を訪問し支部法人後見関係者との意見交換をすることで各支部における法人後見受託体制の確認ができ、本部支部間連携が強化されつつある。

② 本部・支部間の連絡強化等

昨年度、あらたに札幌支部と徳島支部から法人後見委員会に委員を派遣され、本部と支部の連携強化、情報の共有化を進めることができた。法人後見業務を抱える支部には引続き委員の派遣を要請する。

昨年度あらたに委譲支部となった支部はないが、従前から指定を受けている 4 支部及び試行中の 1 支部を訪問調査し委譲体制の検証を行った。

③ 本部の指導監督機能の強化

定期的な本部法人後見委員会席上での担当支部についての状況報告のほかに、各委員が日頃から報告書の精査を行うことで定期報告書の精査作業の迅速化が図られ、長期未提出事件がなくなった。法人後見委員会の各委員には負担が重くなったかもしれないが、引き続き現行の体制で報告書の精査を行い、課題の早期発見・対応に努める。

④ 緊急事態への対応検討

昨年度は、当面の事件処理に追われて緊急事態への対応の検討はほとんど手付かずであった。今年度は法人後見委員会内にプロジェクトチームを作り、具体的な成果を挙げるべく活動する。

⑤ 傷害保険制度の運用

法人後見を受託する支部、事務担当者及びその補助者等に対する業務従事中の傷害リスクを補償するため導入した傷害保険契約を継続して運用した。

法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行件数による）（設立～H24.3.31）

種別		受託事件件数	終了件数	継続件数
法定後見	成年後見人	72	42	30
	保佐人	17	9	8
	補助人	1	1	0

	任意後見監督人	64	42	22
	成年後見監督人	91	71	20
	保佐監督人	1	1	0
	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全管理人	3	3	0
	特別代理人	0	0	0
任意後見等	任意後見契約〔受任者〕	82	17	65
	任意代理契約〔監督者〕	345	11	334

Ⅲ 公3 成年後見普及啓発事業

1. 公3 - ① 親族向成年後見養成講座事業

2. 公3 - ② 遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業

(1) 成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施

支部事業支援について各支部へ開催を依頼した。36支部からの申し込みがあり、33支部より実施結果報告書が提出されたので確認を行い、各支部からの申請に応じて助成金の支払いを行った。

3. 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

(1) 災害対策事業

昨年度災害対策事業として下記の事業を行った。また、義援金募集活動を行い、公益財団法人公益法人協会に口座を設け義援金の募集活動を行った。また、別紙のとおり当法人が受領した印税・監修料等を公益法人協会の口座へ寄付した。

①電話相談

昨年5月9日からフリーダイヤルを利用して無料電話相談を実施した。兵庫支部、神奈川県支部、大阪支部、東京支部、福岡支部、埼玉支部、札幌支部、千葉県支部、愛知支部、京都支部で約1ヶ月ごとに担当して実施したが、残念ながら、その相談件数は29件と少なかった。今後、成年後見制度に関する相談需要は増えてくることが予想され、相談方法や広報のやり方を含め検討していく必要がある。

②被災地訪問

本部役員が宮城県・岩手県・福島県の各被災地を訪問し、下記の関係機関を訪問し被災状況等について視察を行った。(詳細は「リーガルサポート会員通信」No.145～147に掲載済み)

・平成23年8月25日

宮城県庁(保健福祉部長寿社会政策課)、仙台市社会福祉協議会、グループホーム型福祉仮設住宅「つなぎ塾」、仙台市若林区荒浜地区

・平成23年9月14日～15日

宮古市内仮設住宅、宮古市社会福祉協議会、宮古市役所、道の駅「みやこ」、特定非営利活動法人レインボーネット、宮古市田老町、山田町当法人会員事務所跡、山田町仮設住宅、山田町災害ボランティアセンター、大槌町役場、

・平成23年9月16日

応急仮設住宅地域高齢者サポート拠点「あさかの杜ゆふね」、郡山市医療介護病院「ビッグハート」、応急仮設住宅内集会所、福島市役所健康福祉部長寿福祉課、相馬市内等

③岩手県陸前高田市「くらしの悩み相談会(高齢者・障がい者のための困りごと相談会)」

全国青年司法書士協議会との共催により、平成23年9月19日岩手県陸前高田市の陸前高田オートキャンプ場モビリアにて「くらしの悩み相談会(高齢者・障がい者のための困りごと

と相談会)」を開催した。(詳細は「リーガルサポート会員通信」No.145に掲載済み)

(2) 全国一斉成年後見相談会

全国一斉成年後見相談会の開催を各支部へお願いした。その結果、昨年度も全支部で実施され開催結果の報告があった。申請に応じて助成金の支払いを行った。

4. 公3 - ④書籍等出版事業

(1) 「実践成年後見」誌の企画等

後見業務総合実務書「実践 成年後見」は、平成12年4月に新しい成年後見制度が施行されたその年に第1号が発刊され、現在までに第41号が発刊されるまでになった。

当法人は、長年に亘り「実践 成年後見」の企画を担当し、その時々にはふさわしい視点・内容が盛り込まれるよう企画活動を行ってきた。

昨年度においても、上記の企画趣旨を踏まえ企画活動を行い、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士で構成する編集委員会に企画委員を派遣し、企画の上程を行った。

また、「実践 成年後見」が、法律関係者、福祉関係者、家庭裁判所、行政まで幅広く必読書として購読され、後見業務に携わる者の日々の行動指針になっていることから、各支部会員にも更に同書を活用していただくよう、ブロック会議等を通じて同書の定期購読の呼びかけを行ってきた。

昨年度は、次の定期活動を行った。

- ① 「実践 成年後見」第38号～第41号を企画、発刊した。
- ② 企画委員会を年4回開催し、編集委員会へ企画委員を年4回派遣し企画の上程を行った。

(2) 書籍出版事業

東日本大震災の復興支援活動費として、公益法人協会に対し出版書籍に関する監修料等収益金の寄付を行った。

次の活動を行った。

- ① 「2012年版 後見六法」(民事法研究会)の改訂検討
- ② 「はじめての成年後見」第4刷(日本加除出版)の監修
- ③ 「成年後見教室～実務実践編」2訂版(日本加除出版)の改訂
- ④ 「任意後見実務マニュアル」(新日本法規出版)電子版の検討
- ⑤ 小冊子の増刷等
- ⑥ 主に関係団体向け内部活動報告と情報発信用の広報誌作成について調査・準備した。広報誌の名称として「Legal Support Press」案がある。

5. 公3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

(1) 制度改善検討委員会による調査研究事業

① 成年後見制度検討改善事業

i アクションプランの検討・実行

一昨年度に引き続き、当法人や日本弁護士連合会、日本成年後見法学会が行った法定後見制度・任意後見制度の改善提言の中から運用面で改善できる下記の課題について、具体的に制度改善のための活動を行った。昨年度検討した課題と活動は以下のとおりである。

(具体的課題)

- ア 金融機関の取扱い全般の問題点(任意後見を含む。)

イ 施設入所に際して身元引受の問題

ウ 成年後見制度利用支援事業の利用促進と適用範囲の拡大
(具体的活動)

具体的課題のアについては、全国の金融機関に対してアンケート調査を実施し、回答を集計、分析し、当法人のホームページにおいて集計結果を公表した。また、支部に対して分析結果の情報を送付した。また、三誌から記事の執筆依頼があり、対応した。今年度は引き続き、アンケート中で当法人に対し研修を希望している金融機関に対して対応していく予定である。

イについては、「病院・施設における第三者後見人等と身元引受等に関するアンケート調査」の調査対象と数、方法、時期について検討した。内容については、数種の病院・施設で試し、検討を重ねた。

ウについては、支部本部連絡会議において自治体に対するアンケート調査についての協力依頼をし、実施した。アンケート回収、集計、分析、その後の厚生労働省への要望・提言、その他の対応については今年度に行う予定である。

ii 各方面からの意見照会等に対する迅速な回答及び提言のまとめ

イ 民法債権法改正に関する中間論点に対する意見書を提出

上記中間論点に対するパブリックコメントを求められ、当法人として成年後見制度に関する論点に限定して検討したが、短期間であったので主に制度改善検討委員会で意見を取りまとめ提出した。

ウ 岡山県支部から要請のあった墓地埋葬法第9条1項の運用に関する要望について厚生労働省あて要望書を出すべく、文案等について検討した。引き続き細部について検討していく。

② 成年後見制度研究提言事業

上山泰筑波大学教授に会議に参加していただき、下記の課題の問題点、その背景について、アドバイスを受けるとともに、質疑応答を行い、認識を深めた。

i 身上監護に関する決定権限の体系的整理について検討した。

ii 公法上の権利擁護システムの整備に向けての研究

札幌支部から要請のあった外国人登録更新手続きについての検討

平成24年7月施行予定の入管特例法等三法の改正に伴う施行規則等の改正作業、施行後の運用の仕方を見守っていくことにした。

iii 成年後見制度利用者に対する権利制限の在り方についての研究

ア 成年被後見人の選挙権の制限問題について

当法人として、平成24年12月末までの期間署名活動を展開し、総務大臣へ要望を行うことにした。署名用紙は当法人のホームページからもダウンロードできるようにした。

イ 障害者の権利条約12条との関係でも問題であるとされている取消権行使について成年後見の実務に携わっている当法人会員に対し、実態調査として「取消権行使についてのアンケート」を実施するべく、その内容、実施方法について検討を行った。

(2) 第三者による医療同意の法律制定に向けての検討及び提言等

昨年度より外部委員として千葉大学の小賀野晶一教授（民法）及び京都府立医科大学の成本迅氏（精神科医）の参加を得て、引き続き同意能力のない患者の医療方針を第三者の関与によって決定するプロセスの検討を行った。医療行為の第三者による代行決定については、当初、第三者後見人として苦慮する立場からの問題提起が中心であったが、家族や医療関係者に面談をし聴き取りをすることにより、代行決定をするに際しての意思決定プロセスの重

要性を認識するようになり、このところは臨床現場や医療とケアの連携を認識した意思決定プロセスの重要性について、シンポジウムや実務誌において発表をしている。

昨年度の活動の中心は医療関係者に向けて行ったアンケート調査であった。回答数は180名で、うち中部地区、九州地区、北海道地区、近畿地区においては面談調査も行っている。その詳細については別刷りの「医療行為の同意についての医療関係者に対するアンケート集計と考察」に譲るが、医療関係者が判断能力の衰えた患者の医療行為の同意の問題を、法的紛争回避の手段確保としてだけでなく、本人の最善の利益の問題として捉えていることが表れており、医療行為の同意検討委員会の当初予想が良い意味で裏切られることとなった。

昨年末には日本弁護士連合会から「医療同意能力がない者の医療同意代行に関する法律大綱」が提言されたため、その内容を精査し検討を行っているところである。同委員会としては、法的整合性を求めるだけでなく、患者本人の最善の利益が確保されるプロセスの構築をいかに法整備に反映させていくかという観点で取り組んでいる。

また、現行法上における第三者後見人としての医療行為の同意への関わり方につき、福岡支部及び近畿ブロックにおいて研修を行った。グループディスカッションを通じて会員それぞれの経験に基づく考え方を共有したことで、今後の執務の参考になったと思われる。本人の現有能力を最大限に引き出しながら、関与者とともに本人の意思を推定し最善の利益を探るというスタンスを同委員会から提案する良い機会ともなった。

同委員会が関与するシンポジウム・論稿については下記のとおりである。

- ・ 昨年7月 日本弁護士連合会主催シンポジウム「成年後見制度と医療同意」にパネリストとして参加
- ・ 大阪大学大学院文学研究科臨床哲学研究室「ケアの臨床哲学」研究会主催シンポジウム「高齢社会における認知症のターミナルを考える」にシンポジストとして参加
「医療行為の代行決定について～プロセスの重要性と課題」発表
- ・ 月報司法書士2011年12月号『「医療行為の同意」についての現状』
- ・ 実践成年後見No.40「医療行為の代行決定—成年後見の実務現場から—」

(3) 成年後見人の職務指針の検討

新しい成年後見制度が12年を経て、今までの実践と理論に裏打ちされた成年後見人の職務指針の確立に向けて、イギリス2005年意思能力法・行動指針や当法人の後見活動10のチェック等を参考にしつつ、後見人の職務指針を検討した。

昨年度は、主として、各委員がイギリス2005年意思能力法・行動指針の各単元を分担して研究発表し、また、同法に造詣の深い法政大学経済学部准教授の菅富美枝先生をお招きして、同法の趣旨や実務の現状等をレクチャーしていただいた。

6. 公3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

(1) シンポジウムの開催

平成24年2月19日、司法書士会館日司連ホールにて当法人と日本司法書士会連合会の共催によるシンポジウムが開催され、上記のテーマで、制度改善検討委員会が担当した。新井誠教授の基調講演、当法人相談役芳賀裕氏による基調報告に続き、相談役大貫正男氏をコーディネーターとして「持続可能な市民後見人の養成・供給・活動体制をいかに実現するか」をテーマとして、厚生労働省の田中一裕氏、東京家裁篠原淳一判事、町田市地域福祉部高木粧知子係長、上山泰教授、梶田美穂司法書士による意見交換が行われた。

(2) 各種成年後見制度普及促進事業

① 日本成年後見法学会の活動支援

昨年度は、日本成年後見法学会が推進している「成年後見制度利用促進法」（仮称）の制定に向けてヒアリングを受けるなど立法に関する協力を行った。

② 研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員もしくは各支部に対して講師の派遣を要請した。これらの派遣にあたっては、地域からの要請には地域で、複数の地域、あるいは全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応した。

(3) インターネットホームページの保守・管理、内容の改善作業等

① HP改善と検討

当法人のホームページ業者（HP 管理会社）と、トラブル発生時の対応方法、掲載内容の変更の打合せ・協議を行った。また、英語の HP 追加や、各ページ・バナーの追加を実施した。音声読み上げサービス追加について調査・検討し、今年度実施を予定する。

② 広報誌の発行準備

主に関係団体向け内部活動報告と情報発信用の広報誌作成について調査・準備した。広報誌の名称として「Legal Support Press」案がある。

③ 新たなキャラクター及びロゴマーク等について検討

今後 10 年に臨むための親しみやすい新たなキャラクターやロゴマークの作成について調査・検討を行った。今年度以降に実施を予定する。

④ 「会員通信」の発行

月 1 回発行の会員通信の仕様の再検討を行い、見やすくする工夫を実施した。尚、機能的な制約があり、思うように成果を得られなかった。

⑤ 3ヶ月に 1 回名簿登載者の更新

逐次、名簿登載者の更新を行った。

⑥ 小冊子・リーフレットの作成

公益認定に伴う小冊子・リーフレットの増刷を行い、各支部へ配布した。

今年度小冊子・リーフレットの増刷・改訂に向け検討し、資料・情報集めを行った。改訂は、今年度実施する。

⑦ シンポジウム取材

「市民後見人のシンポジウム」を取材した。

(4) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

昨年度も、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）の委任を受け、募集案内と助成金給付申請の受付事務を行うとともに、当法人ホームページ上で助成基金に対する寄付の呼びかけを行った。

その結果、昨年度（第 11 回募集）は、司法書士、社会福祉士らに対し合計 156 件、総額 1,860 万 1,700 円が支給され、その一方、昨年 9 月 30 日現在の基金信託財産額は、2 億 12 万 2,348 円と堅調に推移している。

なお、詳細は、事業報告別紙 21 記載のとおり。

7. 公 3 - ⑦ 地域連携促進事業

(1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

① 連携体制構築に関する研修の促進

高齢者虐待防止等に関して、司法書士と地域包括支援センターとの連携がうまくとれていない地域においてはいかにして地域連携を図っていくかが大きな課題となっている。そこでその一助として先進地域が行っている連携のためのノウハウを提供すべく、昨年度は札幌、大阪、愛媛、福岡の連携事例を集めて研修教材として提供し、研修の促進を図った。連携事例は当法人ホームページの会員専用ページに公表した。

② 高齢者虐待・障害者虐待に関する知識修得

高齢者虐待防止に関して、一昨年度会員に対して行った身体拘束のアンケート調査をもとに、そのデータを分析した。その結果は当法人ホームページの会員専用ページに公表し、分析結果からみた問題点や身体拘束の知識修得の必要性などを指摘し、特に身体拘束は虐待にあたることを認識するように一層の注意喚起を行った。

今年 10 月に施行される障害者虐待防止法については、会員の研修資料として高齢者虐待防止法との比較対照表を作成して、当法人ホームページの会員専用ページに公表した。

(2) 厚生労働省老人保健健康増進等事業

① 平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業の実施

高齢者虐待防止に対する取り組みにおいては、各地域の行政等関係機関が効果的かつ実効的なネットワークを構築することが重要である。そして、法律専門職は関係専門機関介入支援ネットワークの一員としてこのネットワークに積極的に関与していく必要がある。しかしながら、法律専門職が積極的に関与するネットワークが各地域において十分整備されているとは言い難い状況である。

そこで、昨年度は当法人として初めての取り組みとなる平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）の制度を活用し、法律専門職の効果的かつ実効的なネットワークへの関与の在り方等を見出すための実態把握、課題の分析及びニーズ調査等を行政等関係機関に実施した。同時に、高齢者虐待防止の救済方法の一つに挙げられている成年後見制度について、虐待防止対応の中での活用等実態調査も実施した。

調査としては、市区町村、都道府県、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び法律専門職団体・組織を対象にしたアンケート調査と、高齢者虐待防止に関する取り組みの先駆的な 6 地域の行政等を対象にしたヒアリング調査を実施した。これらから得られた情報を基に研究・分析を行い、その結果を報告書及び事例集として取りまとめ、啓発等を目的として行政等関係機関に配布した。

② 平成 24 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業の申請

今年度、平成 24 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用し高齢者虐待防止に関する昨年度の成果をさらに掘り下げた発展的な調査・研究をするために、その申請準備を実施した。申請後、採択された場合は単年度で同事業を実施することとなる。

【法人管理業務等】

1. 組織財政改革検討事業

(1) 変化に対応した組織財政改革

公益社団法人への移行、会員数及び受託事件数の激増、財政規模の拡大など当法人を取り巻く状況の変化に加え、市民後見人の活用と公的支援に向けた国・自治体の取組みなど成年後見制度をめぐる著しい環境変化に対応するとともに、当法人及び会員が成年後見事業に取り組む態勢を万全なものとするため、組織財政改革対応委員会において、早急な見直しが迫られている下記（2）の問題を取り上げて検討した。

なお、これ以外の論点（たとえば、会員支援システムの構築、日司連及び各司法書士会と

当法人（支部を含む。）の関係、当法人の本部と支部の関係、役員選挙制度の導入の是非など）については、必要に応じて、公益を創造する当法人の将来像ないし方向性を踏まえて次年度以降に検討することとしたい。

（２）検討事項の答申

組織財政改革対応委員会の審議過程において示された意見に基づき、下記４項目に関する答申がまとめられた。ただし、②の支部交付金の取扱いは、予算編成とも密接に関連するため、早急に結論を出すことが困難な状況にある。また、③の未成年後見の問題は、日司連と合同による未成年後見対応チームを組成し、未成年後見人及び未成年後見監督人の支援の在り方等を調査研究することとなった。

- ① 身元信用保険に代替するスキーム構築
- ② 支部会費の廃止に向けた支部交付金の取扱い
- ③ 未成年後見への取組みの可否
- ④ 市民後見人の養成に対する支援の在り方

２．法人管理業務

（１）会員管理と事務局体制の充実

① 事務局の運営及び事務局体制の充実

現在、6,000名弱の会員の管理業務の事務量が著しく増大しているため、事務の効率化を推進しながら事務局体制の整備を図った。しかし、膨大な事務量に対応する体制づくりはまだ十分ではないため、今後さらに努力していく必要がある。

② 本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議、ブロック会議などの場や日常の相互連絡を通じ、会員執務等に関する情報の相互共有と不祥事再発防止策の周知等を図り、本部と支部における現状と課題についての意識の共有、本部と支部の連携の強化に努めた。ブロック会議の詳細は、事業報告書別紙（12）「平成23年度ブロック会議開催状況」を、支部本部連絡会議の詳細は、事業報告別紙（13）「平成23年度支部本部連絡会議開催状況」を参照。

③ 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

当法人各支部の活動や日司連、各司法書士会の協力を得て、正会員の入会、後見人等候補者名簿への登載を推進してきたところ、正会員数が410名増加し5,938名になり、また、名簿登載者数も4,104名（延べ人数）に増加した。

④ 賛助会員及び寄付金の募集

当法人が実施する公益目的事業の趣旨に賛同する賛助会員を募ってきた結果、若干名であるが入会があった。寄付金の募集については十分な成果が上げられなかった。

⑤ 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の定款及び諸規則・諸規程については、各規定間の整合性等を見直すとともに、随時、規定の改定を行った。

懲戒処分等に関する規定の整備については、着手はしたが成果は次年度への持ち越しとなった。

当法人支部と各単位会間の会員苦情情報の共有化に向けた検討を行い、日司連とも協議を行ったが、具体的な手法については継続検討となった。

⑥ 各種名簿の管理

会員名簿、後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、また、後見人等候補者名簿の登載者に対して登載証明書の発行事務等を行った。

⑦ 包括補償保険制度の検討

包括補償保険、特に身元信用保険の継続が危ぶまれたことから、これに代わる保険について組織財政改革検討委員会を中心に検討を行った。結果として今年度については身元信用保険の継続が可能となったが、平成25年度以降は未定のため、代替保険について引き続き検討を行う必要がある。

(2) 新・新公益法人会計基準の準拠

① 新・新公益法人会計に基づく本部支部の統一的会計処理体制の充実

・支部における会計事務が本部のそれと同様に新しい会計基準に基づいて正しく処理されるよう、支部会計担当等とのメーリングリスト等による質疑応答を通じて、支部への指導や情報提供を行った。

・支部において新・新公益法人会計基準に沿った収支予算書を作成してもらうため、「平成24年度支部予算作成の手引き」を作成し、昨年末に全支部へ送付した。

・その他

公益法人化によって広く寄付金を受け入れることが可能となったので（但し、会員が後見等業務に関与した関係者からの寄付は除く）、これに対応すべく、寄付金取扱規程を策定した。

支部手元現金の管理について、金種表の作成を支部にお願いしたが、支部における負担が大きいとの意見があり、現在見直し中である。

② 公益認定基準に基づく財務体制の維持

公益法人に移行した後も、公益認定基準の一部である財務三基準（収支相償原則、公益目的事業比率、遊休財産制限）を遵守しなければならないため、それらに基づいた配賦比率の策定や収支予算書の作成等を行った。

(3) 個人情報保護システムの整備

個人情報の流出防止に万全を期し不測の事態が発生した場合を想定した危機管理対応を行うためにも、まずは、役員、事務局職員等が、個人情報保護法と当法人で扱う情報についての関係を理解する必要があると考え、個人情報保護を専門とする大学教授を招へいし研修会を行った。またその研修会の模様をDVDに収録し全支部に対し配布した。